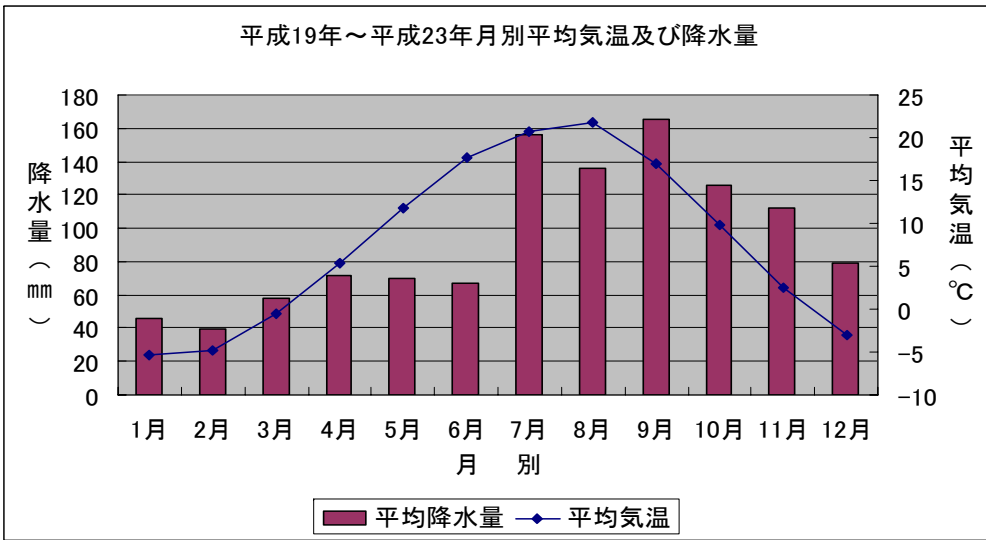
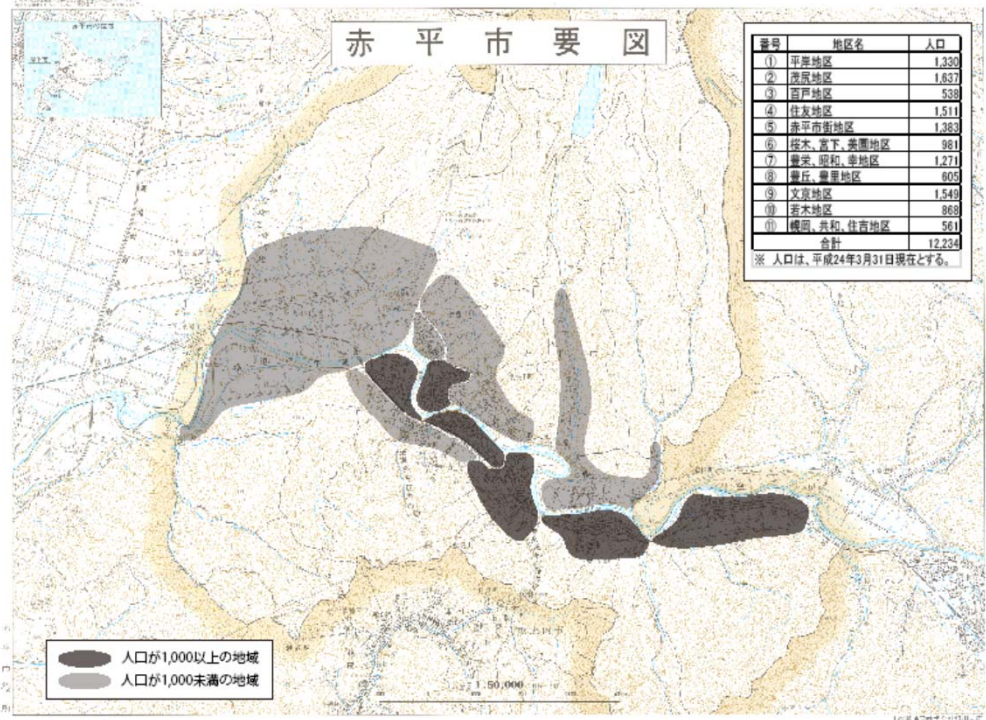
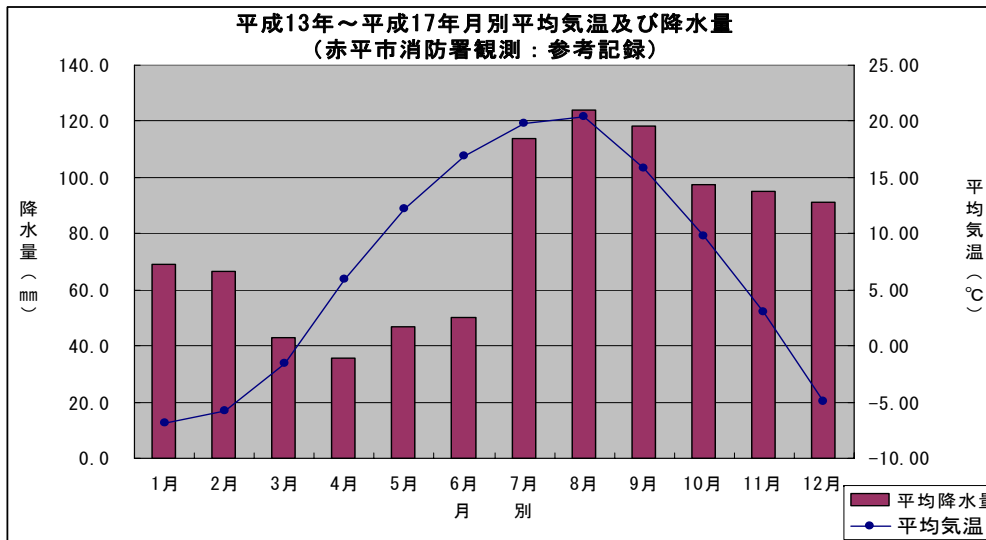
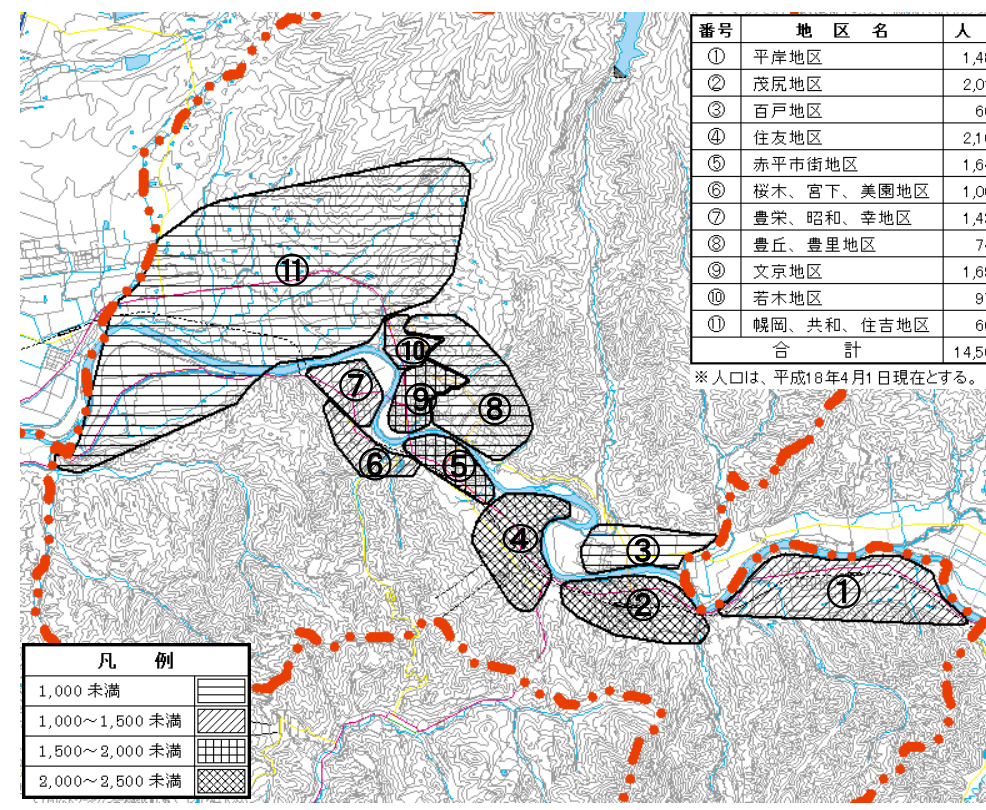


赤平市国民保護計画（変更案）新旧対照表

赤 平 市

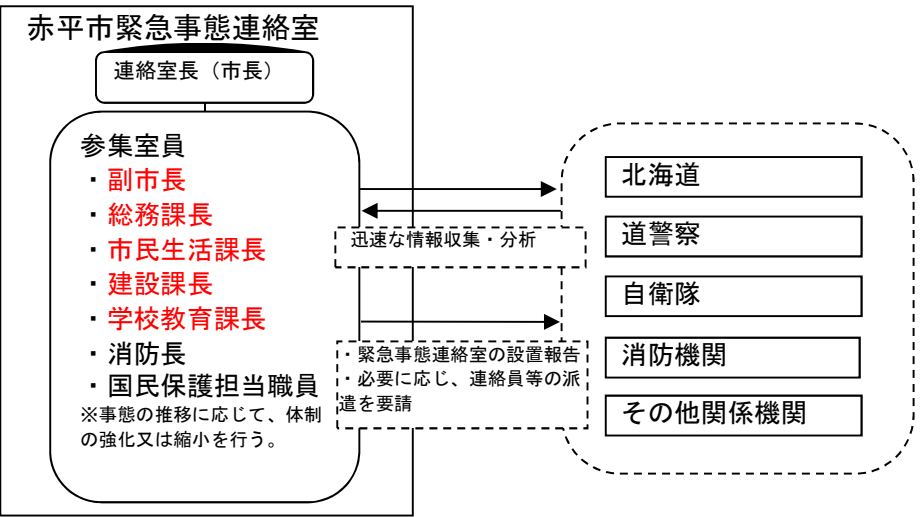
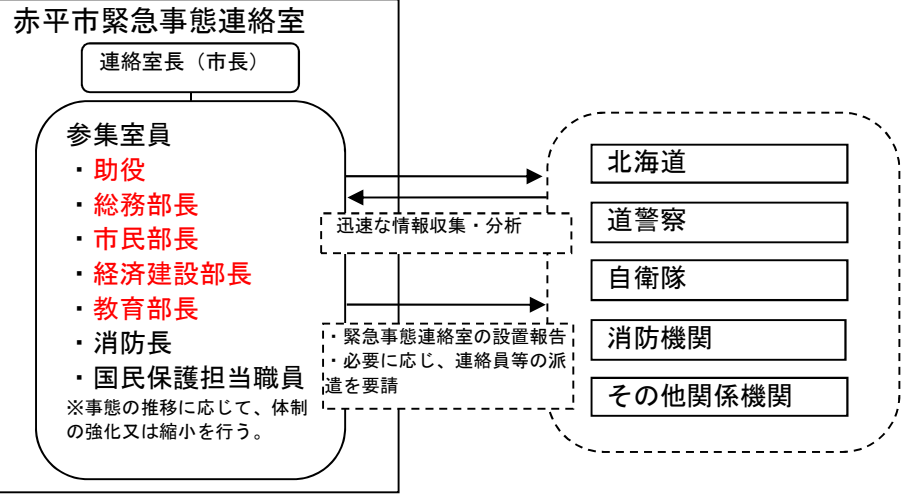
【赤平市国民保護計画】新旧対照表（本文）

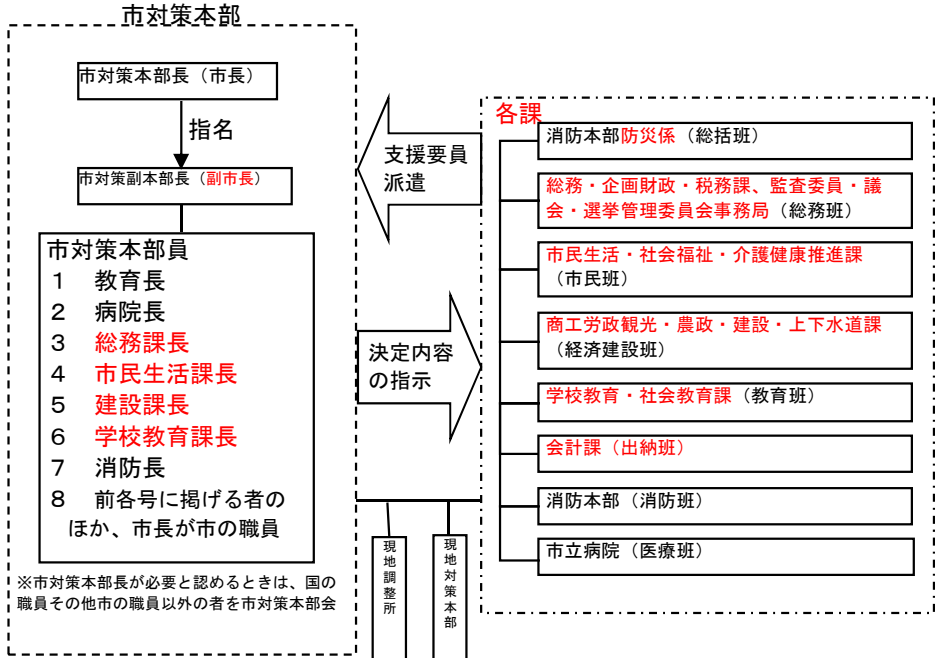
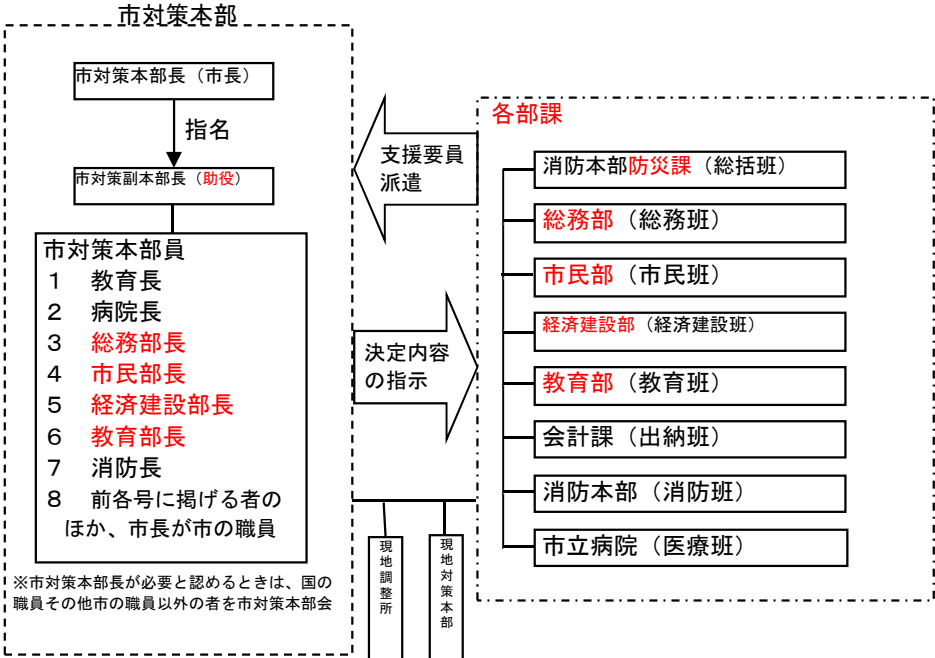
頁	変更事項	現行	備考
目次P1	第2編 第1章 第1 1 市の各課における平素の業務・・・11	第2編 第1章 第1 1 市の各部署における平素の業務・・・11	市機構改革に伴う字句修正
P8	<p>(2) 気候 市の気候は、気温差が大きい内陸性の気候であり、夏の極暑期は30度を越え、冬の厳寒期はマイナス20度を越えることもあり、降雪量も多く過去5年間の平均降雪量は1,203.6cmであり、1年間の積雪深は1mを超えることもある。</p>  <p>(3) 人口分布 市の人口は、市の中央部を東から西に向かって流れる空知川に沿って形成された街並に分布している。特に、中高層住宅が建つ住友地区と商店が建ち並ぶ赤平市街地区とが隣接する地域には、本市人口の約24%が集中している。</p> 	<p>(2) 気候 市の気候は、気温差が大きい内陸性の気候であり、夏の極暑期は30度を越え、冬の厳寒期はマイナス20度を越えることもあり、降雪量も多く過去5年間の平均降雪量は962cmであり、1年間の積雪深は1mを超えることもある。</p>  <p>(3) 人口分布 市の人口は、市の中央部を東から西に向かって流れる空知川に沿って形成された街並に分布している。特に、中高層住宅が建つ住友地区と商店が建ち並ぶ赤平市街地区とが隣接する地域には、本市人口の約26%が集中している。</p> 	過去5年間の気候実績による更新変更
			人口分布の更新による変更

頁	変更事項	現行	備考												
P9	<p>(4) 道路及び鉄道の位置等</p> <p>道路は、東西に延びて滝川市及び芦別市に繋がっている国道38号、市の南部から南東方面に延びる道道114号で歌志内市、南東に延びる道道227号で砂川市と繋がっている。</p> <p>鉄道は、JR北海道の根室本線が、市の中央部を東西に空知川に沿って滝川市と芦別市方面に延びている。</p>	<p>(4) 道路及び鉄道の位置等</p> <p>道路は、東西に延びて滝川市及び芦別市に繋がっている国道38号線、市の南部から南東方面に延びる道道114号線で歌志内市、南東に延びる道道227号線で砂川市と繋がっている。</p> <p>鉄道は、JR北海道の根室本線が、市の中央部を東西に空知川に沿って滝川市と芦別市方面に延びている。</p>	字句の修正による変更												
P11	<p>1 市の各課における平素の業務</p> <p>市の各課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【市の各課における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="273 682 1261 1396"> <thead> <tr> <th>課(係)名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部防災係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 市国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 市国民保護計画に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 国民保護措置についての訓練に関する事。 8 国民保護に関する啓発に関する事。 9 国民保護対策予算その他財政に関する事。 10 特殊標章等の交付等に関する事。 など </td> </tr> <tr> <td> 総務課 企画財政課 税務課 監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 3 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。 4 通信手段の整備に関する事。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。 6 報道機関との調整に関する事。 7 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。など </td> </tr> </tbody> </table>	課(係)名	平素の業務	消防本部 防災係	<ul style="list-style-type: none"> 1 市国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 市国民保護計画に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 国民保護措置についての訓練に関する事。 8 国民保護に関する啓発に関する事。 9 国民保護対策予算その他財政に関する事。 10 特殊標章等の交付等に関する事。 など 	総務課 企画財政課 税務課 監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 3 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。 4 通信手段の整備に関する事。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。 6 報道機関との調整に関する事。 7 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。など 	<p>1 市の各部課における平素の業務</p> <p>市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>※【市の各部課における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1305 682 2294 1396"> <thead> <tr> <th>部課名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部 防災課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 市国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 市国民保護計画に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 国民保護措置についての訓練に関する事。 8 国民保護に関する啓発に関する事。 9 国民保護対策予算その他財政に関する事。 10 特殊標章等の交付等に関する事。 など </td> </tr> <tr> <td> 総務部 総務課 企画政策課 財政課 税務課 監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 3 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。 4 通信手段の整備に関する事。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。 6 報道機関との調整に関する事。 7 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。など </td> </tr> </tbody> </table>	部課名	平素の業務	消防本部 防災課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 市国民保護計画に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 国民保護措置についての訓練に関する事。 8 国民保護に関する啓発に関する事。 9 国民保護対策予算その他財政に関する事。 10 特殊標章等の交付等に関する事。 など 	総務部 総務課 企画政策課 財政課 税務課 監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 3 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。 4 通信手段の整備に関する事。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。 6 報道機関との調整に関する事。 7 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。など 	機構改革に伴う変更
課(係)名	平素の業務														
消防本部 防災係	<ul style="list-style-type: none"> 1 市国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 市国民保護計画に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 国民保護措置についての訓練に関する事。 8 国民保護に関する啓発に関する事。 9 国民保護対策予算その他財政に関する事。 10 特殊標章等の交付等に関する事。 など 														
総務課 企画財政課 税務課 監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 3 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。 4 通信手段の整備に関する事。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。 6 報道機関との調整に関する事。 7 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。など 														
部課名	平素の業務														
消防本部 防災課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市国民保護協議会の運営に関する事。 2 市国民保護対策本部に関する事。 3 市国民保護計画に関する事。 4 避難実施要領の策定に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 物資及び資材の備蓄等に関する事。 7 国民保護措置についての訓練に関する事。 8 国民保護に関する啓発に関する事。 9 国民保護対策予算その他財政に関する事。 10 特殊標章等の交付等に関する事。 など 														
総務部 総務課 企画政策課 財政課 税務課 監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 3 運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難住民・緊急物資の運送等）体制の整備及び連絡調整に関する事。 4 通信手段の整備に関する事。 5 生活関連物資の受給等の調整及び価格安定に関する措置体制の整備に関する事。 6 報道機関との調整に関する事。 7 ボランティア等の支援に関わる総合調整に関する事。など 														

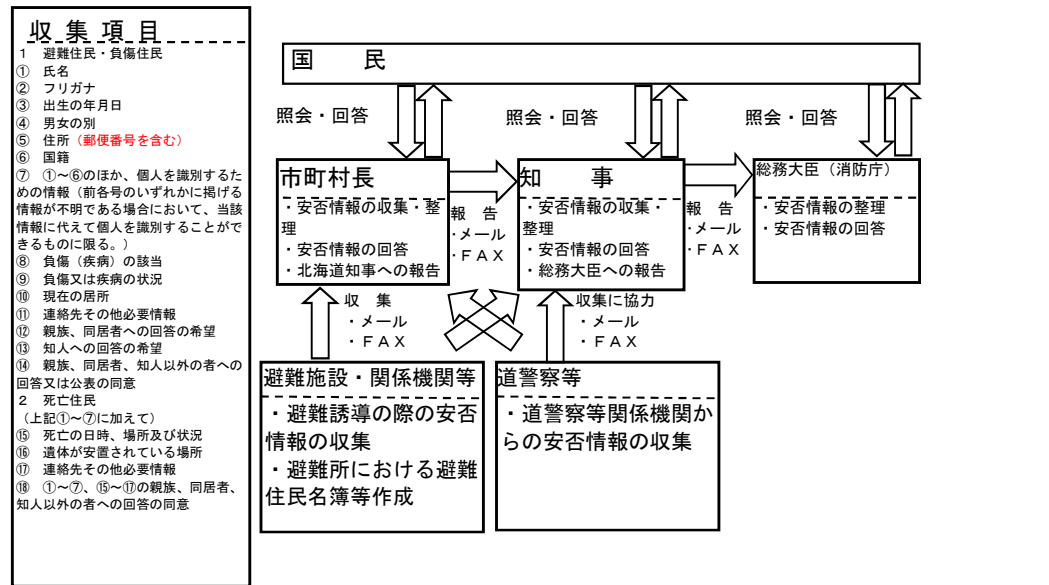
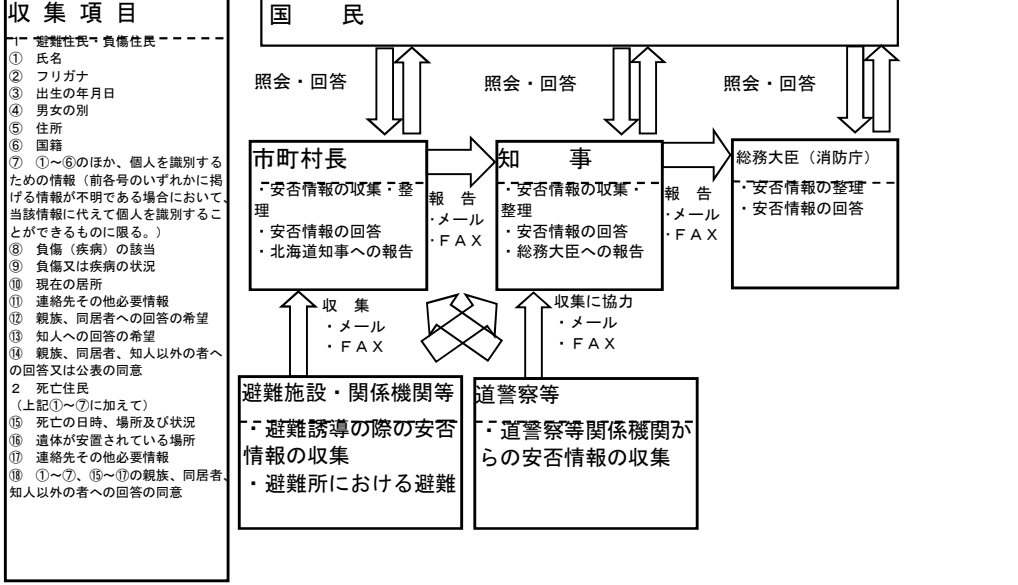
頁	変更事項	現行	備考																																																
P12	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="270 212 507 241">課(係)名</th> <th data-bbox="507 212 1261 241">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="270 241 507 548">市民生活課 茂尻支所 社会福祉課 介護健康推進課 地域包括支援センター 愛真ホーム</td> <td data-bbox="507 241 1261 548">1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 生活関連等施設の把握及び対策に関する事 5 死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 6 ペット動物等の対策に関する事 7 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 8 救援物資の調達体制の整備に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 548 507 816">商工労政観光課 農政課 建設課 上下水道課 農業委員会事務局</td> <td data-bbox="507 548 1261 816">1 復旧に関する事 2 商工労働団体・機関との連絡調整に関する事 3 農業関係団体との連絡調整に関する事 4 建設関係団体との連絡調整に関する事 5 道路等の把握及び対策に関する事 6 被災者住宅の再建支援に関する事 7 住宅融資など相談窓口の開設に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 816 507 951">学校教育課 学校給食センター 社会教育課</td> <td data-bbox="507 816 1261 951">1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 2 児童・生徒の安全指導に関する事 3 文教施設等の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 951 507 980">会計課</td> <td data-bbox="507 951 1261 980">1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 980 507 1010">市立赤平総合病院</td> <td data-bbox="507 980 1261 1010">1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1010 507 1186">消防本部 消防署</td> <td data-bbox="507 1010 1261 1186">1 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 など</td> </tr> </tbody> </table>	課(係)名	平素の業務	市民生活課 茂尻支所 社会福祉課 介護健康推進課 地域包括支援センター 愛真ホーム	1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 生活関連等施設の把握及び対策に関する事 5 死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 6 ペット動物等の対策に関する事 7 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 8 救援物資の調達体制の整備に関する事。 など	商工労政観光課 農政課 建設課 上下水道課 農業委員会事務局	1 復旧に関する事 2 商工労働団体・機関との連絡調整に関する事 3 農業関係団体との連絡調整に関する事 4 建設関係団体との連絡調整に関する事 5 道路等の把握及び対策に関する事 6 被災者住宅の再建支援に関する事 7 住宅融資など相談窓口の開設に関する事。 など	学校教育課 学校給食センター 社会教育課	1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 2 児童・生徒の安全指導に関する事 3 文教施設等の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事。 など	会計課	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。など	市立赤平総合病院	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 など	消防本部 消防署	1 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 など	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1302 212 1540 241">部課名</th> <th data-bbox="1540 212 2297 241">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1302 241 1540 548">市民部 市民生活課 社会福祉課 介護健康推進課 茂尻支所</td> <td data-bbox="1540 241 2297 548">1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 生活関連等施設の把握及び対策に関する事 5 死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 6 ペット動物等の対策に関する事 7 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 8 救援物資の調達体制の整備に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 548 1540 816">経済建設部 商工労政観光課 農政課 建設課 土木課 上下水道課</td> <td data-bbox="1540 548 2297 816">1 復旧に関する事 2 商工労働団体・機関との連絡調整に関する事 3 農業関係団体との連絡調整に関する事 4 建設関係団体との連絡調整に関する事 5 道路等の把握及び対策に関する事 6 被災者住宅の再建支援に関する事 7 住宅融資など相談窓口の開設に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 816 1540 951">教育部 学校教育課 社会教育課 学校給食センター</td> <td data-bbox="1540 816 2297 951">1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 2 児童・生徒の安全指導に関する事 3 文教施設等の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 951 1540 980">会計課</td> <td data-bbox="1540 951 2297 980">1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 980 1540 1010">市立赤平総合病院</td> <td data-bbox="1540 980 2297 1010">1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 1010 1540 1186">消防本部 総務課 予防課 消防署 警防課</td> <td data-bbox="1540 1010 2297 1186">1 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 など</td> </tr> </tbody> </table>	部課名	平素の業務	市民部 市民生活課 社会福祉課 介護健康推進課 茂尻支所	1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 生活関連等施設の把握及び対策に関する事 5 死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 6 ペット動物等の対策に関する事 7 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 8 救援物資の調達体制の整備に関する事。 など	経済建設部 商工労政観光課 農政課 建設課 土木課 上下水道課	1 復旧に関する事 2 商工労働団体・機関との連絡調整に関する事 3 農業関係団体との連絡調整に関する事 4 建設関係団体との連絡調整に関する事 5 道路等の把握及び対策に関する事 6 被災者住宅の再建支援に関する事 7 住宅融資など相談窓口の開設に関する事。 など	教育部 学校教育課 社会教育課 学校給食センター	1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 2 児童・生徒の安全指導に関する事 3 文教施設等の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事。 など	会計課	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。など	市立赤平総合病院	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 など	消防本部 総務課 予防課 消防署 警防課	1 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 など	機構改革に伴う変更																				
課(係)名	平素の業務																																																		
市民生活課 茂尻支所 社会福祉課 介護健康推進課 地域包括支援センター 愛真ホーム	1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 生活関連等施設の把握及び対策に関する事 5 死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 6 ペット動物等の対策に関する事 7 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 8 救援物資の調達体制の整備に関する事。 など																																																		
商工労政観光課 農政課 建設課 上下水道課 農業委員会事務局	1 復旧に関する事 2 商工労働団体・機関との連絡調整に関する事 3 農業関係団体との連絡調整に関する事 4 建設関係団体との連絡調整に関する事 5 道路等の把握及び対策に関する事 6 被災者住宅の再建支援に関する事 7 住宅融資など相談窓口の開設に関する事。 など																																																		
学校教育課 学校給食センター 社会教育課	1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 2 児童・生徒の安全指導に関する事 3 文教施設等の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事。 など																																																		
会計課	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。など																																																		
市立赤平総合病院	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 など																																																		
消防本部 消防署	1 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 など																																																		
部課名	平素の業務																																																		
市民部 市民生活課 社会福祉課 介護健康推進課 茂尻支所	1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 生活関連等施設の把握及び対策に関する事 5 死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関する事 6 ペット動物等の対策に関する事 7 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 8 救援物資の調達体制の整備に関する事。 など																																																		
経済建設部 商工労政観光課 農政課 建設課 土木課 上下水道課	1 復旧に関する事 2 商工労働団体・機関との連絡調整に関する事 3 農業関係団体との連絡調整に関する事 4 建設関係団体との連絡調整に関する事 5 道路等の把握及び対策に関する事 6 被災者住宅の再建支援に関する事 7 住宅融資など相談窓口の開設に関する事。 など																																																		
教育部 学校教育課 社会教育課 学校給食センター	1 公立学校等への警報の伝達体制の整備に関する事 2 児童・生徒の安全指導に関する事 3 文教施設等の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事。 など																																																		
会計課	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関する事。など																																																		
市立赤平総合病院	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 など																																																		
消防本部 総務課 予防課 消防署 警防課	1 武力攻撃災害への対処に関する事(救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 など																																																		
P13	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="258 1289 368 1318">事態の状況</th> <th data-bbox="368 1289 1169 1318">体制の判断基準</th> <th data-bbox="1169 1289 1261 1318">体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="258 1318 368 1348">事態認定前</td> <td data-bbox="368 1318 1169 1348">市の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td data-bbox="1169 1318 1261 1348">①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1348 368 1423">事態認定後</td> <td data-bbox="368 1348 1169 1423">市の全課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td data-bbox="1169 1348 1261 1423">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1423 368 1482">事態認定後</td> <td data-bbox="368 1423 1169 1482">市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td data-bbox="1169 1423 1261 1482">①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1482 368 1558">事態認定後</td> <td data-bbox="368 1482 1169 1558">市の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td data-bbox="1169 1482 1261 1558">①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1558 368 1587">事態認定後</td> <td data-bbox="368 1558 1169 1587">市の全課での対応が必要な場合(現場からの情報に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td data-bbox="1169 1558 1261 1587">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1587 368 1596">事態認定後</td> <td data-bbox="368 1587 1169 1596">市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td data-bbox="1169 1587 1261 1596">③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の 全課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	事態認定後	市の 全課 での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①	事態認定後	市の 全課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	事態認定後	市の 全課 での対応が必要な場合(現場からの情報に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1291 1289 1400 1318">事態の状況</th> <th data-bbox="1400 1289 2202 1318">体制の判断基準</th> <th data-bbox="2202 1289 2297 1318">体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1291 1318 1400 1348">事態認定前</td> <td data-bbox="1400 1318 2202 1348">市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td data-bbox="2202 1318 2297 1348">①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1348 1400 1423">事態認定後</td> <td data-bbox="1400 1348 2202 1423">市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td data-bbox="2202 1348 2297 1423">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1423 1400 1482">事態認定後</td> <td data-bbox="1400 1423 2202 1482">市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td data-bbox="2202 1423 2297 1482">①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1482 1400 1558">事態認定後</td> <td data-bbox="1400 1482 2202 1558">市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td data-bbox="2202 1482 2297 1558">①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1558 1400 1587">事態認定後</td> <td data-bbox="1400 1558 2202 1587">市の全部課での対応が必要な場合(現場からの情報に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td data-bbox="2202 1558 2297 1587">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1587 1400 1596">事態認定後</td> <td data-bbox="1400 1587 2202 1596">市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td data-bbox="2202 1587 2297 1596">③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の 全部課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	事態認定後	市の 全部課 での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①	事態認定後	市の 全部課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	事態認定後	市の 全部課 での対応が必要な場合(現場からの情報に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	機構改革に伴う変更						
事態の状況	体制の判断基準	体制																																																	
事態認定前	市の 全課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																																	
事態認定後	市の 全課 での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②																																																	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①																																																	
事態認定後	市の 全課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																																	
事態認定後	市の 全課 での対応が必要な場合(現場からの情報に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②																																																	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③																																																	
事態の状況	体制の判断基準	体制																																																	
事態認定前	市の 全部課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																																	
事態認定後	市の 全部課 での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②																																																	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①																																																	
事態認定後	市の 全部課 での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																																																	
事態認定後	市の 全部課 での対応が必要な場合(現場からの情報に多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②																																																	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③																																																	
P15	<p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="258 1667 436 1696"></th> <th data-bbox="436 1667 1059 1696"></th> <th data-bbox="1059 1667 1261 1696">担当課係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="258 1696 436 1726">損失補償</td> <td data-bbox="436 1696 1059 1726">特定物資の取用に関する事。(法第81条第2項)</td> <td data-bbox="1059 1696 1261 1726">消防本部防災係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1726 436 1755">損失補償</td> <td data-bbox="436 1726 1059 1755">特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)</td> <td data-bbox="1059 1726 1261 1755">消防本部防災係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1755 436 1785">(法第159条第1項)</td> <td data-bbox="436 1755 1059 1785">土地等の使用に関する事。(法第82号)</td> <td data-bbox="1059 1755 1261 1785">総務課契約管財係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1785 436 1814">損害補償</td> <td data-bbox="436 1785 1059 1814">国民への協力要請によるもの。</td> <td data-bbox="1059 1785 1261 1814">消防本部防災係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1814 436 1843">(法第160条)</td> <td data-bbox="436 1814 1059 1843">(法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td data-bbox="1059 1814 1261 1843">消防本部防災係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1843 436 1873">不服申立てに関する事。(法第6条、175条)</td> <td data-bbox="436 1843 1059 1873"></td> <td data-bbox="1059 1843 1261 1873">総務課庶務係</td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1873 436 1902">訴訟に関する事。(法第6条、175条)</td> <td data-bbox="436 1873 1059 1902"></td> <td data-bbox="1059 1873 1261 1902">総務課庶務係</td> </tr> </tbody> </table>			担当課係	損失補償	特定物資の取用に関する事。(法第81条第2項)	消防本部防災係	損失補償	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)	消防本部防災係	(法第159条第1項)	土地等の使用に関する事。(法第82号)	総務課契約管財係	損害補償	国民への協力要請によるもの。	消防本部防災係	(法第160条)	(法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	消防本部防災係	不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		総務課庶務係	訴訟に関する事。(法第6条、175条)		総務課庶務係	<p>【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1291 1667 1469 1696"></th> <th data-bbox="1469 1667 2092 1696"></th> <th data-bbox="2092 1667 2297 1696">担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1291 1696 1469 1726">損失補償</td> <td data-bbox="1469 1696 2092 1726">特定物資の取用に関する事。(法第81条第2項)</td> <td data-bbox="2092 1696 2297 1726">消防本部防災課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1726 1469 1755">損失補償</td> <td data-bbox="1469 1726 2092 1755">特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)</td> <td data-bbox="2092 1726 2297 1755">消防本部防災課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1755 1469 1785">(法第159条第1項)</td> <td data-bbox="1469 1755 2092 1785">土地等の使用に関する事。(法第82号)</td> <td data-bbox="2092 1755 2297 1785">総務部財政課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1785 1469 1814">損害補償</td> <td data-bbox="1469 1785 2092 1814">国民への協力要請によるもの。</td> <td data-bbox="2092 1785 2297 1814">消防本部防災課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1814 1469 1843">(法第160条)</td> <td data-bbox="1469 1814 2092 1843">(法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td data-bbox="2092 1814 2297 1843">消防本部防災課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1843 1469 1873">不服申立てに関する事。(法第6条、175条)</td> <td data-bbox="1469 1843 2092 1873"></td> <td data-bbox="2092 1843 2297 1873">総務部総務課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1291 1873 1469 1902">訴訟に関する事。(法第6条、175条)</td> <td data-bbox="1469 1873 2092 1902"></td> <td data-bbox="2092 1873 2297 1902">総務部総務課</td> </tr> </tbody> </table>			担当部課	損失補償	特定物資の取用に関する事。(法第81条第2項)	消防本部防災課	損失補償	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)	消防本部防災課	(法第159条第1項)	土地等の使用に関する事。(法第82号)	総務部財政課	損害補償	国民への協力要請によるもの。	消防本部防災課	(法第160条)	(法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	消防本部防災課	不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		総務部総務課	訴訟に関する事。(法第6条、175条)		総務部総務課	機構改革に伴う変更
		担当課係																																																	
損失補償	特定物資の取用に関する事。(法第81条第2項)	消防本部防災係																																																	
損失補償	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)	消防本部防災係																																																	
(法第159条第1項)	土地等の使用に関する事。(法第82号)	総務課契約管財係																																																	
損害補償	国民への協力要請によるもの。	消防本部防災係																																																	
(法第160条)	(法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	消防本部防災係																																																	
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		総務課庶務係																																																	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		総務課庶務係																																																	
		担当部課																																																	
損失補償	特定物資の取用に関する事。(法第81条第2項)	消防本部防災課																																																	
損失補償	特定物資の保管命令に関する事。(法第81条第3項)	消防本部防災課																																																	
(法第159条第1項)	土地等の使用に関する事。(法第82号)	総務部財政課																																																	
損害補償	国民への協力要請によるもの。	消防本部防災課																																																	
(法第160条)	(法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	消防本部防災課																																																	
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		総務部総務課																																																	
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		総務部総務課																																																	

頁	変更事項	現行	備考																								
P16	<p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p>	<p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p>	<p>平成21年7月9日 事務連絡</p> <p>「市町村国民保護計画」の変更に係る資料の送付について</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結したことに伴う変更 防災のために締結されていた協定を国民保護にも新たに協定締結したことによる変更 																								
P17	<p>【関係機関との協定一覧】</p> <table border="1" data-bbox="261 478 1258 989"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>応援の内容</th> <th>手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>『災害時における災害広報活動の協力に関する協定』</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の情報、避難勧告及び避難指示等の発令状況等をFM放送により住民への周知を図るもの。</td> <td>電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等）</td> </tr> <tr> <td>『災害時における食糧等の供給に関する協定』</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、食糧等の優先供給を受けるもの。</td> <td>文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））</td> </tr> <tr> <td>『災害時における応急措置に関する協定』</td> <td>災害が発生した場合に、建築物の崩壊及び障害物の除去等の応急復旧作業の協力を受けるもの。</td> <td>文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））</td> </tr> <tr> <td>『災害等の発生時における赤平市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定』</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、応急・復旧活動支援を受けるもの。</td> <td>文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））</td> </tr> </tbody> </table>	名称	応援の内容	手続	『災害時における災害広報活動の協力に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の情報、避難勧告及び避難指示等の発令状況等をFM放送により住民への周知を図るもの。	電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等）	『災害時における食糧等の供給に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、食糧等の優先供給を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））	『災害時における応急措置に関する協定』	災害が発生した場合に、建築物の崩壊及び障害物の除去等の応急復旧作業の協力を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））	『災害等の発生時における赤平市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、応急・復旧活動支援を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））	<p>【関係機関との協定一覧】</p> <table border="1" data-bbox="1294 478 2291 716"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>応援の内容</th> <th>手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>『災害時における災害広報活動の協力に関する協定』</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の情報、避難勧告及び避難指示等の発令状況等をFM放送により住民への周知を図るもの。</td> <td>電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等）</td> </tr> <tr> <td>『災害時における食糧等の供給に関する協定』</td> <td>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、食糧等の優先供給を受けるもの。</td> <td>文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））</td> </tr> </tbody> </table>	名称	応援の内容	手続	『災害時における災害広報活動の協力に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の情報、避難勧告及び避難指示等の発令状況等をFM放送により住民への周知を図るもの。	電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等）	『災害時における食糧等の供給に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、食糧等の優先供給を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））	
名称	応援の内容	手続																									
『災害時における災害広報活動の協力に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の情報、避難勧告及び避難指示等の発令状況等をFM放送により住民への周知を図るもの。	電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等）																									
『災害時における食糧等の供給に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、食糧等の優先供給を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））																									
『災害時における応急措置に関する協定』	災害が発生した場合に、建築物の崩壊及び障害物の除去等の応急復旧作業の協力を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））																									
『災害等の発生時における赤平市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、応急・復旧活動支援を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））																									
名称	応援の内容	手続																									
『災害時における災害広報活動の協力に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の情報、避難勧告及び避難指示等の発令状況等をFM放送により住民への周知を図るもの。	電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等）																									
『災害時における食糧等の供給に関する協定』	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、食糧等の優先供給を受けるもの。	文書（緊急を要する場合は電話又はその他の方法（FAX又はE-mail等））																									
P18	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>平成21年3月31日 防災10892号</p> <p>北海道国民保護計画の修正について</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名称の変更 																								

頁	変更事項	現行	備考
P21	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。 ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 	<p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民・負傷住民</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。 ⑧ 負傷（疾病）の状況 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要事項 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 	<p>平成20年2月6日 防災第10245号</p> <p>【変更理由】</p> <p>・安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の一部改正（平成18年4月1日施行）</p>
P32	<p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要因により構成する。</p> <p>※【赤平市緊急事態連絡室の構成等】</p> 	<p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p> <p>① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要因により構成する。</p> <p>※【赤平市緊急事態連絡室の構成等】</p> 	<p>機構改革に伴う変更</p>

頁	変更事項	現行	備考
P33	<p>※【災害対策基本法との関係について】</p> <p>災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。</p> <p>また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係課に対し周知徹底する。</p> <p>市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。</p>	<p>※【災害対策基本法との関係について】</p> <p>災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。</p> <p>また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。</p> <p>市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。</p>	機構改革に伴う変更
P34	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合は、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。</p>	<p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合は、担当部課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。</p>	機構改革に伴う変更
P35	<p>③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集</p> <p>市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般電話、携帯電話等を活用し、各課の連絡系統により市対策本部に参集するよう連絡する。</p>	<p>③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集</p> <p>市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般電話、携帯電話等を活用し、各部課の連絡系統により市対策本部に参集するよう連絡する。</p>	機構改革に伴う変更
P36	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>※【赤平市国民保護対策本部組織図】</p>  <p>※市対策本部長が必要と認めるときは、国の職員その他の市の職員以外の者を市対策本部会</p>	<p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>※【赤平市国民保護対策本部組織図】</p>  <p>※市対策本部長が必要と認めるときは、国の職員その他の市の職員以外の者を市対策本部会</p>	機構改革に伴う変更

頁	変更事項	現行	備考
P36	<p>※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各課において措置を実施するものとする（市対策本部には、各課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。</p>	<p>※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。</p>	
P41	<p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・道の対策本部との連携 市は、道の対策本部及び道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・道の現地対策本部との連携 市は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携 市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。</p>	<p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・道の対策本部との連携 市は、道の対策本部及び道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・道の現地対策本部との連携 市は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>平成21年7月9日 事務連絡</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針の変更に伴う変更 ・国の基本指針において武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する規定が新設されたため、当協議会との連携に関する規定を設けるもの
P42	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。 また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊札幌地方協力本部長又は当市の協議会委員たる第10普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。 また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>平成21年7月9日 事務連絡</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の組織名及び職名を具体的に記載することにより、よりわかりやすい記述とするもの
P60	<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 死体の搜索及び処理 ア 死体の搜索 死体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊と連携して実施する。 イ 死体の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処理を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。</p>	<p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合、被害の実情ににんじ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 死体の搜索及び処理 ア 死体の搜索 死体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊と連携して実施する。 イ 死体の処理 搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処理を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行</p>	<p>平成20年2月6日 防災第10245号</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の一部改正に伴う「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」の一部改正（平成19年4月1日施行） <p>平成20年2月6日 防災第10245号</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字句の訂正

頁	変更事項	現行	備考
P62	<p style="text-align: center;">安否情報収集・整理・提供の流れ</p>  <p>収集項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民・負傷住民 <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意 2 死亡住民（上記①～⑦に加えて） <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族、同居者、知人以外の者への回答の同意 <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p> <p>2 安否情報の収集</p> <p>3 道に対する報告</p> <p>市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。</p>	<p style="text-align: center;">安否情報収集・整理・提供の流れ</p>  <p>収集項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民・負傷住民 <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意 2 死亡住民（上記①～⑦に加えて） <ol style="list-style-type: none"> ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 ⑯ 遺体が安置されている場所 ⑰ 連絡先その他必要情報 ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族、同居者、知人以外の者への回答の同意 <p>(新 設)</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>2 道に対する報告</p> <p>市は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対策窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 	<p>平成21年3月31日 防災第10892号 北海道国民保護計画の変更について</p> <p>【変更理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針の変更（平成20年10月24日） ・安否情報システムの運用開始に伴う変更 ・報告の方法を整理して記載（「2 道に対する報告」より移記） <p>・項番号の繰り下げ</p> <p>・項番号の繰り下げ及び道への報告方法に係る記載場所の変更</p> <p>・道への報告方法を新設する「1 安否情報システムの利用」に整理</p> <p>・項番号の繰り下げ</p> <p>平成20年2月6日 防災第10245号 北海道国民保護計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の一部改正（平成18年4月1日施行）
P63	<p>4 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② (削除) 安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対策窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対策窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。 	<p>・項番号の繰り下げ</p>

頁	変更事項	現行	備考
P64	<p data-bbox="261 247 670 281">5 日本赤十字社に対する協力</p> <p data-bbox="290 319 1270 382">市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p> <p data-bbox="290 386 1270 449">当該安否情報の提供に当たっても、4 (2) (3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p data-bbox="1294 247 1762 281">4 日本赤十字社に対する協力</p> <p data-bbox="1323 319 2279 382">市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p> <p data-bbox="1323 386 2279 449">当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p data-bbox="2338 252 2552 285">・項番号の繰り下げ</p>

【赤平市国民保護計画】新旧対照表（資料編）

頁	変更事項	現行	備考																																																		
目次	<p>関係機関の連絡先 (11) 関係報道機関・・・12</p> <p>避難施設 (1) 収容避難施設・・・13</p> <p>(2) 一時避難施設・・・14</p> <p>関係法令等 赤平市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例・・・15</p> <p>赤平市国民保護協議会条例・・・17</p> <p>赤平市国民保護協議会運営規程・・・18</p> <p>赤平市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・・・19</p> <p>赤平市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する要綱・・・29</p> <p>関係様式 様式第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)・・・39</p> <p>様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)・・・40</p> <p>様式第3号 安否情報報告書・・・41</p> <p>様式第4号 安否情報照会書・・・42</p> <p>様式第5号 安否情報回答書・・・43</p>	<p>関係機関の連絡先 (11) 関係報道機関・・・11</p> <p>避難施設 (1) 収容避難所・・・12</p> <p>(2) 一時避難施設・・・13</p> <p>関係法令等 赤平市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例・・・15</p> <p>赤平市国民保護協議会条例・・・15</p> <p>赤平市国民保護協議会運営規程・・・16</p> <p>赤平市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・・・17</p> <p>赤平市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する要綱・・・27</p> <p>関係様式 様式第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)・・・37</p> <p>様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)・・・38</p> <p>様式第3号 安否情報報告書・・・39</p> <p>様式第4号 安否情報照会書・・・40</p> <p>様式第5号 安否情報回答書・・・41</p>																																																			
P4	<p>●さ行</p> <p>【指定行政機関】</p> <p>政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、(削除)金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省の29機関が指定されている。</p> <p>【指定公共機関】</p> <p>(削除) 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されている。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【指定地方公共機関】</p> <p>都道府県の区域において(削除) 電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p>	<p>●さ行</p> <p>【指定行政機関】</p> <p>政令並びに内閣総理大臣公示で指定された国の機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省の28機関が指定されている。</p> <p>【指定公共機関】</p> <p>水資源機構をはじめとする独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されている。平成17年7月現在160機関が指定されている。</p> <p>【指定地方行政機関】</p> <p>指定行政機関の地方支分局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。</p> <p>【指定地方公共機関】</p> <p>都道府県の区域において水道、電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p>	<p>中央省庁等改革による変更 内閣官房国民保護ポータル サイト用語集変更による</p>																																																		
P7	<p>関係機関連絡先</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所</td> <td>総務課</td> <td>〒073-0033 滝川市新町2丁目1番31号</td> <td>0125-22-4147</td> <td>0125-23-8228</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所</td> <td>総務課</td> <td>〒075-0000 芦別市滝里町683</td> <td>0124-24-4111</td> <td>0124-24-4113</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所 旭川地域センター</td> <td></td> <td>〒078-8506 旭川市宮前通東4155番31</td> <td>0166-76-1277</td> <td>0166-35-9480</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局 空知森林管理書</td> <td>総務課</td> <td>〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34</td> <td>0126-22-1940</td> <td>0126-22-3386</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	総務課	〒073-0033 滝川市新町2丁目1番31号	0125-22-4147	0125-23-8228	北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	総務課	〒075-0000 芦別市滝里町683	0124-24-4111	0124-24-4113	北海道農政事務所 旭川地域センター		〒078-8506 旭川市宮前通東4155番31	0166-76-1277	0166-35-9480	北海道森林管理局 空知森林管理書	総務課	〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1940	0126-22-3386	<p>関係機関連絡先</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所</td> <td>庶務課</td> <td>〒073-0033 滝川市新町2丁目1番31号</td> <td>0125-22-4147</td> <td>0125-24-3196</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局石狩川開発建設部 滝川河川事務所</td> <td>計画課</td> <td>〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央89番地</td> <td>0125-76-2211</td> <td>0125-76-2181</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所 地域第十一課</td> <td>総務担当補佐</td> <td>〒073-0024 滝川市東町1丁目1番9号</td> <td>0125-22-1511</td> <td>0125-22-1637</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局 空知森林管理書</td> <td>総務課</td> <td>〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34</td> <td>0126-22-1940</td> <td>0126-22-3386</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	庶務課	〒073-0033 滝川市新町2丁目1番31号	0125-22-4147	0125-24-3196	北海道開発局石狩川開発建設部 滝川河川事務所	計画課	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央89番地	0125-76-2211	0125-76-2181	北海道農政事務所 地域第十一課	総務担当補佐	〒073-0024 滝川市東町1丁目1番9号	0125-22-1511	0125-22-1637	北海道森林管理局 空知森林管理書	総務課	〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1940	0126-22-3386	<p>各関係機関連絡先の変更に伴う変更</p>
名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																	
北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	総務課	〒073-0033 滝川市新町2丁目1番31号	0125-22-4147	0125-23-8228																																																	
北海道開発局札幌開発建設部 空知川河川事務所	総務課	〒075-0000 芦別市滝里町683	0124-24-4111	0124-24-4113																																																	
北海道農政事務所 旭川地域センター		〒078-8506 旭川市宮前通東4155番31	0166-76-1277	0166-35-9480																																																	
北海道森林管理局 空知森林管理書	総務課	〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1940	0126-22-3386																																																	
名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																	
北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	庶務課	〒073-0033 滝川市新町2丁目1番31号	0125-22-4147	0125-24-3196																																																	
北海道開発局石狩川開発建設部 滝川河川事務所	計画課	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央89番地	0125-76-2211	0125-76-2181																																																	
北海道農政事務所 地域第十一課	総務担当補佐	〒073-0024 滝川市東町1丁目1番9号	0125-22-1511	0125-22-1637																																																	
北海道森林管理局 空知森林管理書	総務課	〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34	0126-22-1940	0126-22-3386																																																	

頁	変更事項	現行	備考																																																																						
P7	(2) 陸上自衛隊	(2) 陸上自衛隊																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊</td> <td>第3科</td> <td>〒073-8510 滝川市泉町236番地</td> <td>0125-22-2141 (内234)</td> <td>0125-22-2141 (内238)</td> </tr> <tr> <td>札幌地方協力本部 滝川地域事務所</td> <td></td> <td>〒073-0031 滝川市栄町2丁目9-21 旭専ビル1F</td> <td>0125-22-2140</td> <td>0125-22-2140</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊	第3科	〒073-8510 滝川市泉町236番地	0125-22-2141 (内234)	0125-22-2141 (内238)	札幌地方協力本部 滝川地域事務所		〒073-0031 滝川市栄町2丁目9-21 旭専ビル1F	0125-22-2140	0125-22-2140	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊滝川駐屯地</td> <td>第3科</td> <td>〒073-8510 滝川市泉町236番地</td> <td>0125-22-2141 (内234)</td> <td>0125-22-2141 (内238)</td> </tr> <tr> <td>札幌地方協力本部 滝川地域事務所</td> <td></td> <td>〒073-0022 滝川市大町1丁目3番23号 振興公社ビル内</td> <td>0125-22-2140</td> <td>0125-22-2140</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	陸上自衛隊滝川駐屯地	第3科	〒073-8510 滝川市泉町236番地	0125-22-2141 (内234)	0125-22-2141 (内238)	札幌地方協力本部 滝川地域事務所		〒073-0022 滝川市大町1丁目3番23号 振興公社ビル内	0125-22-2140	0125-22-2140																																									
	名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																																				
	陸上自衛隊滝川駐屯地 第10普通科連隊	第3科	〒073-8510 滝川市泉町236番地	0125-22-2141 (内234)	0125-22-2141 (内238)																																																																				
	札幌地方協力本部 滝川地域事務所		〒073-0031 滝川市栄町2丁目9-21 旭専ビル1F	0125-22-2140	0125-22-2140																																																																				
	名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																																				
	陸上自衛隊滝川駐屯地	第3科	〒073-8510 滝川市泉町236番地	0125-22-2141 (内234)	0125-22-2141 (内238)																																																																				
	札幌地方協力本部 滝川地域事務所		〒073-0022 滝川市大町1丁目3番23号 振興公社ビル内	0125-22-2140	0125-22-2140																																																																				
	(3) 北海道	(3) 北海道																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総務部危機対策局 危機対策課</td> <td>危機調整グループ</td> <td>〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目</td> <td>011-204-5014 (ダイヤルイン)</td> <td>011-231-1273</td> </tr> <tr> <td>北海道空知総合振興局</td> <td>地域政策部 地域政策課</td> <td>〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目</td> <td>0126-20-0033 (ダイヤルイン)</td> <td>0126-25-8144</td> </tr> <tr> <td>北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室</td> <td>企画総務課</td> <td>〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号</td> <td>0125-24-6201</td> <td>0125-23-5583</td> </tr> <tr> <td>北海道空知総合振興局森林室</td> <td></td> <td>〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7</td> <td>0126-22-1155</td> <td>0126-22-1186</td> </tr> <tr> <td>北海道空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所</td> <td>次長</td> <td>〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号</td> <td>0125-22-3434</td> <td>0125-22-3436</td> </tr> <tr> <td>北海道空知総合振興局 空知農業改良普及センター 中空知支所</td> <td></td> <td>〒073-1105 樺戸郡新十津川町字花月238-8</td> <td>0125-74-2281</td> <td>0125-74-2285</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	北海道総務部危機対策局 危機対策課	危機調整グループ	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5014 (ダイヤルイン)	011-231-1273	北海道空知総合振興局	地域政策部 地域政策課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033 (ダイヤルイン)	0126-25-8144	北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室	企画総務課	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	0125-23-5583	北海道空知総合振興局森林室		〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	0126-22-1186	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所	次長	〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号	0125-22-3434	0125-22-3436	北海道空知総合振興局 空知農業改良普及センター 中空知支所		〒073-1105 樺戸郡新十津川町字花月238-8	0125-74-2281	0125-74-2285	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総務部危機対策局</td> <td>危機調整グループ</td> <td>〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目</td> <td>011-204-5013 (ダイヤルイン)</td> <td>011-231-4314</td> </tr> <tr> <td>北海道空知支庁</td> <td>地域振興部 地域政策課</td> <td>〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目</td> <td>0126-20-0033 (ダイヤルイン)</td> <td>0126-25-8144</td> </tr> <tr> <td>北海道空知支庁空知保健福祉事 務所滝川地域保健部</td> <td>企画総務課</td> <td>〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号</td> <td>0125-24-6201</td> <td>0125-23-5583</td> </tr> <tr> <td>北海道空知森づくりセンター</td> <td>管理課</td> <td>〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7</td> <td>0126-22-1155</td> <td>0126-22-1186</td> </tr> <tr> <td>北海道札幌土木現業所 滝川出張所</td> <td>次長</td> <td>〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号</td> <td>0125-22-3434</td> <td>0125-22-3436</td> </tr> <tr> <td>北海道空知支庁 空知農業改良普及センター 中空知支所</td> <td></td> <td>〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央12</td> <td>0125-76-2024</td> <td>0125-76-3928</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	北海道総務部危機対策局	危機調整グループ	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5013 (ダイヤルイン)	011-231-4314	北海道空知支庁	地域振興部 地域政策課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033 (ダイヤルイン)	0126-25-8144	北海道空知支庁空知保健福祉事 務所滝川地域保健部	企画総務課	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	0125-23-5583	北海道空知森づくりセンター	管理課	〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	0126-22-1186	北海道札幌土木現業所 滝川出張所	次長	〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号	0125-22-3434	0125-22-3436	北海道空知支庁 空知農業改良普及センター 中空知支所		〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央12	0125-76-2024	0125-76-3928	
	名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																																				
	北海道総務部危機対策局 危機対策課	危機調整グループ	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5014 (ダイヤルイン)	011-231-1273																																																																				
	北海道空知総合振興局	地域政策部 地域政策課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033 (ダイヤルイン)	0126-25-8144																																																																				
北海道空知総合振興局保健環境部 滝川地域保健室	企画総務課	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	0125-23-5583																																																																					
北海道空知総合振興局森林室		〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	0126-22-1186																																																																					
北海道空知総合振興局 札幌建設管理部滝川出張所	次長	〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号	0125-22-3434	0125-22-3436																																																																					
北海道空知総合振興局 空知農業改良普及センター 中空知支所		〒073-1105 樺戸郡新十津川町字花月238-8	0125-74-2281	0125-74-2285																																																																					
名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																																					
北海道総務部危機対策局	危機調整グループ	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5013 (ダイヤルイン)	011-231-4314																																																																					
北海道空知支庁	地域振興部 地域政策課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033 (ダイヤルイン)	0126-25-8144																																																																					
北海道空知支庁空知保健福祉事 務所滝川地域保健部	企画総務課	〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	0125-23-5583																																																																					
北海道空知森づくりセンター	管理課	〒068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	0126-22-1186																																																																					
北海道札幌土木現業所 滝川出張所	次長	〒073-0025 滝川市流通団地3丁目1番5号	0125-22-3434	0125-22-3436																																																																					
北海道空知支庁 空知農業改良普及センター 中空知支所		〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央12	0125-76-2024	0125-76-3928																																																																					
(5) 指定公共機関	(5) 指定公共機関																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱NTT東日本 北海道岩見沢支店</td> <td>総括担当</td> <td>〒068-0026 岩見沢市6条2丁目</td> <td>0126-25-4461</td> <td>0126-32-2127</td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅</td> <td>副駅長</td> <td>〒073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号</td> <td>0125-23-3169</td> <td>0125-22-2691</td> </tr> <tr> <td>北海道電力㈱岩見沢支店 滝川営業所</td> <td>お客さま センター副長</td> <td>〒073-0044 滝川市西町1丁目2番3号</td> <td>0125-24-7166</td> <td>0125-24-3770</td> </tr> <tr> <td>日本郵便㈱赤平郵便局</td> <td></td> <td>〒079-1199 赤平市東大町3丁目1番地</td> <td>0125-32-3021</td> <td>0125-32-1179</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	㈱NTT東日本 北海道岩見沢支店	総括担当	〒068-0026 岩見沢市6条2丁目	0126-25-4461	0126-32-2127	北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	副駅長	〒073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号	0125-23-3169	0125-22-2691	北海道電力㈱岩見沢支店 滝川営業所	お客さま センター副長	〒073-0044 滝川市西町1丁目2番3号	0125-24-7166	0125-24-3770	日本郵便㈱赤平郵便局		〒079-1199 赤平市東大町3丁目1番地	0125-32-3021	0125-32-1179	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 岩見沢支店</td> <td>総括担当</td> <td>〒068-0026 岩見沢市6条2丁目</td> <td>0126-25-4461</td> <td>0126-32-2127</td> </tr> <tr> <td>北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅</td> <td>副駅長</td> <td>〒073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号</td> <td>0125-23-3169</td> <td>0125-22-2691</td> </tr> <tr> <td>北海道電力 滝川営業所</td> <td>お客さま センター副長</td> <td>〒073-0044 滝川市西町1丁目2番3号</td> <td>0125-24-7166</td> <td>0125-24-3770</td> </tr> <tr> <td>赤平郵便局</td> <td></td> <td>〒079-1199 赤平市東大町3丁目1番地</td> <td>0125-32-3021</td> <td>0125-32-1179</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	東日本電信電話株式会社 岩見沢支店	総括担当	〒068-0026 岩見沢市6条2丁目	0126-25-4461	0126-32-2127	北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	副駅長	〒073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号	0125-23-3169	0125-22-2691	北海道電力 滝川営業所	お客さま センター副長	〒073-0044 滝川市西町1丁目2番3号	0125-24-7166	0125-24-3770	赤平郵便局		〒079-1199 赤平市東大町3丁目1番地	0125-32-3021	0125-32-1179																						
名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																																					
㈱NTT東日本 北海道岩見沢支店	総括担当	〒068-0026 岩見沢市6条2丁目	0126-25-4461	0126-32-2127																																																																					
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	副駅長	〒073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号	0125-23-3169	0125-22-2691																																																																					
北海道電力㈱岩見沢支店 滝川営業所	お客さま センター副長	〒073-0044 滝川市西町1丁目2番3号	0125-24-7166	0125-24-3770																																																																					
日本郵便㈱赤平郵便局		〒079-1199 赤平市東大町3丁目1番地	0125-32-3021	0125-32-1179																																																																					
名称	担当部署	所在地	電話	F A X																																																																					
東日本電信電話株式会社 岩見沢支店	総括担当	〒068-0026 岩見沢市6条2丁目	0126-25-4461	0126-32-2127																																																																					
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	副駅長	〒073-0031 滝川市栄町4丁目9番15号	0125-23-3169	0125-22-2691																																																																					
北海道電力 滝川営業所	お客さま センター副長	〒073-0044 滝川市西町1丁目2番3号	0125-24-7166	0125-24-3770																																																																					
赤平郵便局		〒079-1199 赤平市東大町3丁目1番地	0125-32-3021	0125-32-1179																																																																					
(7) 市内医療機関等	(7) 市内医療機関等																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤平市医師会</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地 平岸病院内</td> <td>0125-38-8331</td> <td>0125-38-8553</td> </tr> <tr> <td>市立赤平総合病院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-3211</td> <td>0125-32-1141</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博友会 平岸病院</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地</td> <td>0125-38-8331</td> <td>0125-38-8553</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 赤川医院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地1</td> <td>0125-32-2268</td> <td>0125-32-1145</td> </tr> <tr> <td>佐々木内科クリニック</td> <td>〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地4</td> <td>0125-32-5516</td> <td>0125-32-1179</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	F A X	赤平市医師会	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地 平岸病院内	0125-38-8331	0125-38-8553	市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141	医療法人社団 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553	医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地1	0125-32-2268	0125-32-1145	佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地4	0125-32-5516	0125-32-1179	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤平市医師会</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地 平岸病院内</td> <td>0125-38-8331</td> <td>0125-38-8553</td> </tr> <tr> <td>市立赤平総合病院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地</td> <td>0125-32-3211</td> <td>0125-32-1141</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博友会 平岸病院</td> <td>〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地</td> <td>0125-38-8331</td> <td>0125-38-8553</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 赤川医院</td> <td>〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地1</td> <td>0125-32-2268</td> <td>0125-32-1145</td> </tr> <tr> <td>佐々木内科クリニック</td> <td>〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地4</td> <td>0125-32-5516</td> <td>0125-32-1179</td> </tr> <tr> <td>ひまわり内科・循環器科クリニック</td> <td>〒079-1261 赤平市茂尻中央町南1丁目5番地</td> <td>0125-32-1131</td> <td>0125-32-1143</td> </tr> <tr> <td>医療法人社団 博友会 平岸クリニック</td> <td>〒079-1181 赤平市平岸新光町1丁目1番地</td> <td>0125-38-8393</td> <td>0125-38-8387</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	F A X	赤平市医師会	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地 平岸病院内	0125-38-8331	0125-38-8553	市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141	医療法人社団 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553	医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地1	0125-32-2268	0125-32-1145	佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地4	0125-32-5516	0125-32-1179	ひまわり内科・循環器科クリニック	〒079-1261 赤平市茂尻中央町南1丁目5番地	0125-32-1131	0125-32-1143	医療法人社団 博友会 平岸クリニック	〒079-1181 赤平市平岸新光町1丁目1番地	0125-38-8393	0125-38-8387																
名称	所在地	電話	F A X																																																																						
赤平市医師会	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地 平岸病院内	0125-38-8331	0125-38-8553																																																																						
市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141																																																																						
医療法人社団 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553																																																																						
医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地1	0125-32-2268	0125-32-1145																																																																						
佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地4	0125-32-5516	0125-32-1179																																																																						
名称	所在地	電話	F A X																																																																						
赤平市医師会	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地 平岸病院内	0125-38-8331	0125-38-8553																																																																						
市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141																																																																						
医療法人社団 博友会 平岸病院	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目1番地	0125-38-8331	0125-38-8553																																																																						
医療法人社団 赤川医院	〒079-1136 赤平市本町2丁目3番地1	0125-32-2268	0125-32-1145																																																																						
佐々木内科クリニック	〒079-1123 赤平市東文京町2丁目1番地4	0125-32-5516	0125-32-1179																																																																						
ひまわり内科・循環器科クリニック	〒079-1261 赤平市茂尻中央町南1丁目5番地	0125-32-1131	0125-32-1143																																																																						
医療法人社団 博友会 平岸クリニック	〒079-1181 赤平市平岸新光町1丁目1番地	0125-38-8393	0125-38-8387																																																																						
P8																																																																									

頁	変更事項				現行				備考
P9	(8) 市内公共施設				(8) 市内公共施設				
	名称	所在地	電話	F A X	名称	所在地	電話	F A X	
	総合体育館	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-33-7750	0125-33-7752	総合体育館	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-33-7750	0125-33-7752	
	ふれあいホール	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-33-7753		ふれあいホール	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-33-7753		
	赤平児童館								
	図書館	〒079-1141 赤平市大町4丁目5番地	0125-32-2224	0125-32-2224	図書館	〒079-1141 赤平市大町4丁目5番地	0125-32-2224	0125-32-2224	
	文化会館	〒079-1141 赤平市大町4丁目5番地	0125-32-3125		文化会館	〒079-1141 赤平市大町4丁目5番地	0125-32-3125		
	公民館	〒079-1136 赤平市本町3丁目1番地	0125-32-2077	0125-32-2077	公民館	〒079-1136 赤平市本町3丁目1番地	0125-32-2077	0125-32-2077	
	公民館 泉町分館	〒079-1134 赤平市泉町1丁目2番地	0125-32-3077		泉町分館	〒079-1134 赤平市泉町1丁目2番地	0125-32-3077		
	東公民館	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目1番地	0125-33-7537		東公民館	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目1番地	0125-33-7537		
	スポーツセンター	〒079-1143 赤平市字赤平576番地	0125-32-3226		スポーツセンター	〒079-1143 赤平市字赤平576番地	0125-32-3226		
	交流センターみらい	〒079-1134 赤平市泉町1丁目1番地	0125-34-2311	0125-32-0810	交流センターみらい	〒079-1134 赤平市泉町1丁目1番地	0125-34-2311	0125-32-0810	
	市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141	市立赤平総合病院	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141	
	茂尻支所	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目1番地	0125-32-2116		茂尻支所	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目1番地	0125-32-2116		
	平岸連絡所	〒079-1281 赤平市平岸新光町1丁目30番地	0125-38-8102		平岸連絡所	〒079-1281 赤平市平岸新光町1丁目30番地	0125-38-8102		
	コミュニティセンター別館	〒079-1134 赤平市泉町2丁目2番地	0125-32-1833		勤労青少年ホーム	〒079-1134 赤平市泉町2丁目2番地	0125-32-1833		
	赤平児童館	〒079-1134 赤平市泉町2丁目2番地	0125-32-3323		赤平児童館	〒079-1134 赤平市泉町2丁目2番地	0125-32-3323		
	文京児童館	〒079-1124 赤平市豊丘町2丁目1番地	0125-32-4852		文京児童館	〒079-1124 赤平市豊丘町2丁目1番地	0125-32-4852		
	住友児童館	〒079-1143 赤平市字赤平576番地	0125-32-3226		住友児童館	〒079-1143 赤平市字赤平576番地	0125-32-3226		
	茂尻児童館	〒079-1268 赤平市茂尻元町北2丁目36番地	0125-32-5816		茂尻児童館	〒079-1268 赤平市茂尻元町北2丁目36番地	0125-32-5816		
	豊里児童センター	〒079-1153 赤平市豊栄町1丁目11番地	0125-32-5334		豊里児童センター	〒079-1153 赤平市豊栄町1丁目11番地	0125-32-5334		
	平岸児童センター	〒079-1282 赤平市平岸仲町5丁目20番地	0125-37-2519		平岸児童センター	〒079-1282 赤平市平岸仲町5丁目20番地	0125-37-2519		
	エルム森林公園	〒079-1102 赤平市幌岡町507番地	0125-32-4919		エルム森林公園	〒079-1102 赤平市幌岡町507番地	0125-32-4919		
	エルム高原家族旅行村管理事務所	〒079-1102 赤平市幌岡町375番地	0125-32-6160	0125-32-6892	エルム高原家族旅行村管理事務所	〒079-1102 赤平市幌岡町375番地	0125-32-6160	0125-32-6892	
	エルム高原オートキャンプ場	〒079-1102 赤平市幌岡町392番地	0125-34-2164	0125-34-2166	エルム高原オートキャンプ場	〒079-1102 赤平市幌岡町392番地	0125-34-2164	0125-34-2166	
	保養センターエルム高原温泉・ゆったり	〒079-1102 赤平市幌岡町377番地	0125-34-2155	0125-32-7611	保養センターエルム高原温泉・ゆったり	〒079-1102 赤平市幌岡町377番地	0125-34-2155	0125-32-7611	
ケビン村・虹の山荘	〒079-1102 赤平市幌岡町377番地	0125-34-2177		ケビン村・虹の山荘	〒079-1102 赤平市幌岡町377番地	0125-34-2177			
幌岡交流センター	〒079-1102 赤平市幌岡町165番地	0125-32-6868		幌岡交流センター	〒079-1102 赤平市幌岡町165番地	0125-32-6868			

頁	変更事項				現行				備考
P10	(9) 市内教育施設				(9) 市内教育施設				
	名称	所在地	電話	F A X	名称	所在地	電話	F A X	
	平岸小学校	〒079-1282 赤平市平岸仲町2丁目3番地	0125-38-8352	0125-38-8377	平岸小学校	〒079-1282 赤平市平岸仲町2丁目3番地	0125-38-8352	0125-38-8377	
	茂尻小学校	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目4番地	0125-32-2314	0125-32-2078	茂尻小学校	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目4番地	0125-32-2314	0125-32-2078	
	住友赤平小学校	〒079-1143 赤平市字赤平668番地	0125-32-2023	0125-32-2034	住友赤平小学校	〒079-1143 赤平市字赤平668番地	0125-32-2023	0125-32-2034	
	赤平小学校	〒079-1141 赤平市大町3丁目1番地	0125-32-2806	0125-32-2583	赤平小学校	〒079-1141 赤平市大町3丁目1番地	0125-32-2806	0125-32-2583	
	赤間小学校	〒079-1133 赤平市字豊里32番地	0125-32-3330	0125-32-3330	赤間小学校	〒079-1133 赤平市字豊里32番地	0125-32-3330	0125-32-3330	
	豊里小学校	〒079-1153 赤平市豊栄町5丁目18番地	0125-32-2079	0125-32-2079	豊里小学校	〒079-1153 赤平市豊栄町5丁目18番地	0125-32-2079	0125-32-2079	
	平岸中学校	〒079-1281 赤平市平岸新光町7丁目3番地	0125-38-8325	0125-38-8420	平岸中学校	〒079-1281 赤平市平岸新光町7丁目3番地	0125-38-8325	0125-38-8420	
	茂尻中学校	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目3番地	0125-32-2337	0125-32-1653	茂尻中学校	〒079-1263 赤平市茂尻本町1丁目3番地	0125-32-2337	0125-32-1653	
	赤平中央中学校	〒079-1141 赤平市大町3丁目1番地	0125-32-3344	0125-32-3339	赤平中央中学校	〒079-1141 赤平市大町3丁目1番地	0125-32-3344	0125-32-3339	
	赤平中学校	〒079-1123 赤平市東文京町4丁目6番地	0125-32-3155	0125-32-3156	赤平中学校	〒079-1123 赤平市東文京町4丁目6番地	0125-32-3155	0125-32-3156	
	赤平高等学校	〒079-1121 赤平市北文京町1丁目2番地	0125-32-2141	0125-32-2141	赤平高等学校	〒079-1121 赤平市北文京町1丁目2番地	0125-32-2141	0125-32-2141	
	若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438		若葉保育所	〒079-1262 赤平市茂尻新春日町2丁目1番地	0125-32-2438		
	文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387		文京保育所	〒079-1133 赤平市字豊里34番地	0125-32-3387		
赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516	赤平幼稚園	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2416	0125-32-2516		

頁	変更事項	現行	備考																																																																
P10	<p>(10) 市内社会福祉施設</p> <table border="1" data-bbox="252 220 1305 997"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ</td> <td>〒079-1102 赤平市幌岡町47番地</td> <td>0125-32-0500</td> <td>0125-32-0600</td> </tr> <tr> <td>光生舎エルム・ソーイング</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td rowspan="8">0125-32-3221</td> <td rowspan="8">0125-32-5176</td> </tr> <tr> <td>光生舎ライト・プラザ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> </tr> <tr> <td>光生舎クリーナーズ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地 〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> </tr> <tr> <td>光生舎ワークショップ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> </tr> <tr> <td>光生舎ケアホーム ハピネス1</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目1番地8</td> </tr> <tr> <td>光生舎ケアホーム ハピネス2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光生舎ケアホーム メイプル</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> </tr> <tr> <td>光生舎ケアホーム サルビア</td> <td>〒079-1112 赤平市若木町西1丁目25番地</td> </tr> <tr> <td>光生舎ケアホーム ルピナス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	F A X	特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600	光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176	光生舎ライト・プラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	光生舎クリーナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地 〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	光生舎ケアホーム ハピネス1	〒079-1135 赤平市錦町3丁目1番地8	光生舎ケアホーム ハピネス2		光生舎ケアホーム メイプル	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	光生舎ケアホーム サルビア	〒079-1112 赤平市若木町西1丁目25番地	光生舎ケアホーム ルピナス		<p>(10) 市内社会福祉施設</p> <table border="1" data-bbox="1347 220 2415 787"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ</td> <td>〒079-1102 赤平市幌岡町47番地</td> <td>0125-32-0500</td> <td>0125-32-0600</td> </tr> <tr> <td>光生舎エルム・ソーイング</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> </tr> <tr> <td>光生舎ライト・プラザ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> </tr> <tr> <td>光生舎クリーナーズ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> </tr> <tr> <td>光生舎ワークショップ</td> <td>〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地</td> <td>0125-32-3221</td> <td>0125-32-5176</td> </tr> <tr> <td>光生舎フーレビラ</td> <td>〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地</td> <td>0125-32-3507</td> <td>0125-32-3508</td> </tr> <tr> <td>光生舎メディック・エル</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地</td> <td>0125-34-2201</td> <td>0125-34-2205</td> </tr> <tr> <td>身体障害者療護施設 光生舎虹の里</td> <td>〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地</td> <td>0125-34-2700</td> <td>0125-34-2600</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	F A X	特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600	光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176	光生舎ライト・プラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176	光生舎クリーナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176	光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176	光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508	光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205	身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600	
名称	所在地	電話	F A X																																																																
特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600																																																																
光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																
光生舎ライト・プラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地																																																																		
光生舎クリーナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地 〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地																																																																		
光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地																																																																		
光生舎ケアホーム ハピネス1	〒079-1135 赤平市錦町3丁目1番地8																																																																		
光生舎ケアホーム ハピネス2																																																																			
光生舎ケアホーム メイプル	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地																																																																		
光生舎ケアホーム サルビア	〒079-1112 赤平市若木町西1丁目25番地																																																																		
光生舎ケアホーム ルピナス																																																																			
名称	所在地	電話	F A X																																																																
特別養護老人ホーム あかびらエルムハイツ	〒079-1102 赤平市幌岡町47番地	0125-32-0500	0125-32-0600																																																																
光生舎エルム・ソーイング	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																
光生舎ライト・プラザ	〒079-1135 赤平市錦町2丁目6番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																
光生舎クリーナーズ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																
光生舎ワークショップ	〒079-1135 赤平市錦町3丁目5番地	0125-32-3221	0125-32-5176																																																																
光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508																																																																
光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205																																																																
身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600																																																																

頁	変更事項				現行				備考
P11	名称	所在地	電話	F A X	名称	所在地	電話	F A X	
	光生舎ケアホーム カトレア				軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310	
	光生舎ケアホーム ライラック	〒079-1112 赤平市若木町西1丁目26番地	0125-32-3221	0125-32-5176	特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339	
	光生舎ケアホーム クローバー				グループホーム のぞみの家	〒079-1151 宮下町3丁目1番地	0125-32-2003	0125-32-2000	
	光生舎ケアホーム アイリス	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目6番地			博寿苑	〒079-1281 平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553	
	光生舎フーレビラ	〒079-1272 赤平市百戸町東4丁目13番地	0125-32-3507	0125-32-3508	助産施設	〒079-1136 本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141	
	光生舎メディック・エル	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目2番地	0125-34-2201	0125-34-2205	在宅介護支援センター	〒079-1142 東大町3丁目4番地	0125-32-0661		
	身体障害者療護施設 光生舎虹の里	〒079-1273 赤平市百戸町西2丁目2番地	0125-34-2700	0125-34-2600					
	軽費老人ホーム ケアハウスすいこう	〒079-1273 赤平市百戸町西1丁目3番地	0125-34-2735	0125-34-2310					
	特別養護老人ホーム 愛真ホーム	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-2884	0125-34-2339					
	グループホーム のぞみの家 本館		0125-32-2003	0125-32-2000					
	グループホーム のぞみの家 2号館		0125-34-2233						
	グループホーム のぞみの家 3号館	〒079-1151 赤平市宮下町3丁目1番地	0125-32-7001						
	デイサービスセンターのぞみ 1号館		0125-32-7002	0125-32-7003					
	デイサービスセンターのぞみ 2号館		0125-32-7005						
	博寿苑	〒079-1281 赤平市平岸新光町2丁目4番地	0125-37-2001	0125-38-8553					
	平岸クリニック付属 デイケアセンターこもれび	〒079-1281 赤平市平岸新光町4丁目23番地	0125-38-8331						
	指定共同生活援助事業所 博友荘	〒079-1281 赤平市平岸新光町4丁目20番地	0125-37-2077						
	地域包括支援センター	〒079-1134 赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-0661						
	もえぎの家	〒079-1123 赤平市東文京町3丁目2番地	0125-32-6982						
工房虹の架け橋 作業棟	〒079-1102 赤平市幌岡町113番地	0125-32-2181	0125-32-2181						
住宅型有料老人ホーム 笑和道夢	〒079-1155 赤平市昭和町3丁目37番地	0125-32-0217	0125-32-0218						
助産施設	〒079-1136 赤平市本町3丁目2番地	0125-32-3211	0125-32-1141						
在宅介護支援センター	〒079-1142 赤平市東大町3丁目4番地	0125-32-0661							

頁	変更事項					現行					備考
P12	(11) 関係報道機関					(11) 関係報道機関					
	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	名称	担当部署	所在地	電話	F A X	
	北海道新聞 滝川支局		〒073-0032 滝川市明神町3丁目2番26	0125-24-7145	0125-22-2001	北海道新聞 滝川支局		〒073-0032 滝川市明神町3丁目2番26	0125-24-7145	0125-22-2001	
	読売新聞 滝川通信部		〒073-0023 滝川市緑町6-6-34	0125-23-2279	0125-23-3921	読売新聞 滝川通信部		〒073-0023 滝川市緑町6-6-34	0125-23-2279	0125-23-3921	
	朝日新聞 滝川連絡所		〒073-0023 滝川市緑町2丁目1番30号	0125-23-6602	0125-23-6783	朝日新聞 滝川連絡所		〒073-0023 滝川市緑町2丁目1番30号	0125-23-6602	0125-23-6783	
	毎日新聞 報道部 滝川		〒073-0015 滝川市朝日町東4丁目	0125-23-2472	0125-22-4496	毎日新聞 報道部 滝川		〒073-0015 滝川市朝日町東4丁目	0125-23-2472	0125-22-4496	
	NHK 岩見沢報道室		〒068-0002 岩見沢市2条東1丁目2-2	0126-23-9372	0126-23-9372	NHK 岩見沢報道室		〒068-0002 岩見沢市2条東1丁目2-2	0126-23-9372	0126-23-9372	
	プレス空知 中空知東支局		〒079-1153 赤平市豊栄町5丁目6番地	0125-33-7797	0125-33-7798	プレス空知 中空知東支局		〒079-1123 赤平市東文京町2丁目3番地8	0125-33-7797	0125-33-7798	
	FM G' S k y		〒073-0033 滝川市新町2丁目10番47号	0125-26-0779	0125-26-0777	FM G' S k y		〒073-0033 滝川市新町2丁目10番47号	0125-26-0779	0125-26-0777	
	日本放送協会札幌放送局【NHK】	放送部	〒060-8703 札幌市中央区大通西1-1	011-221-5097	011-231-4997	日本放送協会札幌放送局【NHK】	放送部	〒060-8703 札幌市中央区大通西1-1	011-221-5097	011-231-4997	
	北海道放送(株)【HBC】	報道部	〒060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5876 011-232-5855	011-221-6807 011-232-1287	北海道放送(株)【HBC】	報道部	〒060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5876 011-232-5855	011-221-6807 011-232-1287	
	札幌テレビ放送(株)【STV】	報道制作局 報道部	〒060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8294	011-271-1535	札幌テレビ放送(株)【STV】	報道制作局 報道部	〒060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8294	011-271-1535	
	北海道テレビ放送(株)【HTB】	報道部	〒062-8501 札幌市豊平区平岸4-13	011-824-4141	011-812-1764	北海道テレビ放送(株)【HTB】	報道部	〒062-8501 札幌市豊平区平岸4-13	011-824-4141	011-812-1764	
	北海道文化放送(株)【UHB】	報道制作局 報道部	〒060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目	011-214-5311 011-214-5321	011-271-5497	北海道文化放送(株)【UHB】	報道制作局 報道部	〒060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目	011-214-5311 011-214-5321	011-271-5497	
	(株)テレビ北海道【TVH】	報道制作部	〒060-8517 札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160	011-232-7173	(株)テレビ北海道【TVH】	報道制作部	〒060-8517 札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160	011-232-7173	
	(株)エフエム北海道	放送本部編成 制作グループ	〒060-8532 札幌市中央区北1条西2丁目	011-241-0844	011-232-8438	(株)エフエム北海道	放送本部編成 制作グループ	〒060-8532 札幌市中央区北1条西2丁目	011-241-0844	011-232-8438	
	(株)エフエムノースウェーブ	編成部	〒060-8557 札幌市北区北7条西4丁目3-1 新北海道ビル8F	011-701-6505	011-701-8311	(株)エフエムノースウェーブ	編成部	〒060-8557 札幌市北区北7条西4丁目3-1 新北海道ビル8F	011-701-6505	011-701-8311	

頁	変更事項	現行	備考																																																																																																																																																																																										
P13	<p>避難施設</p> <p>(1) 収容避難施設</p> <table border="1" data-bbox="249 247 1308 520"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> <th>面積</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東公民館</td> <td>茂尻本町1丁目1番地</td> <td>33-7537</td> <td>32-2706</td> <td>285㎡</td> <td>143人</td> </tr> <tr> <td>光生舎フーレビラ (屋内体育館)</td> <td>百戸町東4丁目13番地</td> <td>32-3507</td> <td>32-3508</td> <td>443㎡</td> <td>222人</td> </tr> <tr> <td>ふれあいホール</td> <td>東大町3丁目4番地</td> <td>33-7750</td> <td>33-7753</td> <td>265㎡</td> <td>133人</td> </tr> <tr> <td>交流センターみらい</td> <td>泉町1丁目1番地</td> <td>34-2311</td> <td>32-0810</td> <td>460㎡</td> <td>230人</td> </tr> <tr> <td>赤平幼稚園 校舎</td> <td>幌岡町113番地1</td> <td>32-2416</td> <td>32-2516</td> <td>1,607㎡</td> <td>804人</td> </tr> <tr> <td>赤平幼稚園 屋内体育館</td> <td>幌岡町113番地1</td> <td>32-2416</td> <td>32-2516</td> <td>457㎡</td> <td>229人</td> </tr> <tr> <td>コミュニティセンター住吉獅子会館</td> <td>住吉町363番地</td> <td>32-4934</td> <td>-</td> <td>150㎡</td> <td>75人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一時避難施設</p> <table border="1" data-bbox="249 621 1308 1398"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>F A X</th> <th>面積</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平岸中央公園</td> <td>平岸仲町5丁目32番地3</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>30,102㎡</td> <td>15,051人</td> </tr> <tr> <td>平岸公園</td> <td>平岸新光町5丁目34番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>5,614㎡</td> <td>2,807人</td> </tr> <tr> <td>茂尻本町公園</td> <td>茂尻本町2丁目32番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>3,783㎡</td> <td>1,892人</td> </tr> <tr> <td>出雲公園</td> <td>茂尻元町北1丁目1番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>2,810㎡</td> <td>1,405人</td> </tr> <tr> <td>茂尻駅前公園</td> <td>茂尻元町南1丁目38番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>1,008㎡</td> <td>504人</td> </tr> <tr> <td>茂尻元町公園</td> <td>茂尻元町北5丁目18番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>3,008㎡</td> <td>1,504人</td> </tr> <tr> <td>翠光苑</td> <td>百戸町西1丁目6番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>59,184㎡</td> <td>29,592人</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ広場</td> <td>東大町3丁目5番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>10,611㎡</td> <td>5,306人</td> </tr> <tr> <td>錦町公園</td> <td>錦町2丁目3番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>1,267㎡</td> <td>634人</td> </tr> <tr> <td>泉町公園</td> <td>泉町3丁目3番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>4,974㎡</td> <td>2,487人</td> </tr> <tr> <td>赤平公園</td> <td>美園町3丁目24番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>73,003㎡</td> <td>36,502人</td> </tr> <tr> <td>東文京公園</td> <td>東文京町3丁目9番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>4,184㎡</td> <td>2,092人</td> </tr> <tr> <td>西文京公園</td> <td>西文京町1丁目4番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>3,135㎡</td> <td>1,568人</td> </tr> <tr> <td>若木町公園</td> <td>若木町東3丁目3番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>4,496㎡</td> <td>2,248人</td> </tr> <tr> <td>桜木町公園</td> <td>桜木町4丁目54番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>4,130㎡</td> <td>2,065人</td> </tr> <tr> <td>川添公園</td> <td>昭和町3丁目38番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>2,476㎡</td> <td>1,238人</td> </tr> <tr> <td>豊栄町公園</td> <td>豊栄町1丁目9番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>4,602㎡</td> <td>2,301人</td> </tr> <tr> <td>豊里記念の丘公園</td> <td>宮下町3丁目1番地1</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>13,946㎡</td> <td>6,973人</td> </tr> <tr> <td>並木公園</td> <td>豊栄町5丁目18番地先</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>27,575㎡</td> <td>13,788人</td> </tr> <tr> <td>赤平幼稚園 グラウンド</td> <td>幌岡町113番地1</td> <td>32-2416</td> <td>32-2516</td> <td>11,834㎡</td> <td>5,917人</td> </tr> <tr> <td>フラワーヒルズ・コミュニティ広場</td> <td>幌岡町147番地</td> <td>32-1821</td> <td>32-5033</td> <td>9,877㎡</td> <td>4,939人</td> </tr> <tr> <td>旧住吉小学校跡 グラウンド</td> <td>住吉町358番地</td> <td>32-2211</td> <td>32-5033</td> <td>6,637㎡</td> <td>3,319人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話	F A X	面積	収容人員	東公民館	茂尻本町1丁目1番地	33-7537	32-2706	285㎡	143人	光生舎フーレビラ (屋内体育館)	百戸町東4丁目13番地	32-3507	32-3508	443㎡	222人	ふれあいホール	東大町3丁目4番地	33-7750	33-7753	265㎡	133人	交流センターみらい	泉町1丁目1番地	34-2311	32-0810	460㎡	230人	赤平幼稚園 校舎	幌岡町113番地1	32-2416	32-2516	1,607㎡	804人	赤平幼稚園 屋内体育館	幌岡町113番地1	32-2416	32-2516	457㎡	229人	コミュニティセンター住吉獅子会館	住吉町363番地	32-4934	-	150㎡	75人	名称	所在地	電話	F A X	面積	収容人員	平岸中央公園	平岸仲町5丁目32番地3	32-1821	32-5033	30,102㎡	15,051人	平岸公園	平岸新光町5丁目34番地	32-1821	32-5033	5,614㎡	2,807人	茂尻本町公園	茂尻本町2丁目32番地	32-1821	32-5033	3,783㎡	1,892人	出雲公園	茂尻元町北1丁目1番地	32-1821	32-5033	2,810㎡	1,405人	茂尻駅前公園	茂尻元町南1丁目38番地	32-1821	32-5033	1,008㎡	504人	茂尻元町公園	茂尻元町北5丁目18番地	32-1821	32-5033	3,008㎡	1,504人	翠光苑	百戸町西1丁目6番地	32-1821	32-5033	59,184㎡	29,592人	コミュニティ広場	東大町3丁目5番地	32-1821	32-5033	10,611㎡	5,306人	錦町公園	錦町2丁目3番地	32-1821	32-5033	1,267㎡	634人	泉町公園	泉町3丁目3番地	32-1821	32-5033	4,974㎡	2,487人	赤平公園	美園町3丁目24番地	32-1821	32-5033	73,003㎡	36,502人	東文京公園	東文京町3丁目9番地	32-1821	32-5033	4,184㎡	2,092人	西文京公園	西文京町1丁目4番地	32-1821	32-5033	3,135㎡	1,568人	若木町公園	若木町東3丁目3番地	32-1821	32-5033	4,496㎡	2,248人	桜木町公園	桜木町4丁目54番地	32-1821	32-5033	4,130㎡	2,065人	川添公園	昭和町3丁目38番地	32-1821	32-5033	2,476㎡	1,238人	豊栄町公園	豊栄町1丁目9番地	32-1821	32-5033	4,602㎡	2,301人	豊里記念の丘公園	宮下町3丁目1番地1	32-1821	32-5033	13,946㎡	6,973人	並木公園	豊栄町5丁目18番地先	32-1821	32-5033	27,575㎡	13,788人	赤平幼稚園 グラウンド	幌岡町113番地1	32-2416	32-2516	11,834㎡	5,917人	フラワーヒルズ・コミュニティ広場	幌岡町147番地	32-1821	32-5033	9,877㎡	4,939人	旧住吉小学校跡 グラウンド	住吉町358番地	32-2211	32-5033	6,637㎡	3,319人	<p>避難施設</p> <p>(1) 収容避難施設</p> <p>(2) 一時避難施設</p>	<p>北海道避難所データベース追加による修正</p>
名称	所在地	電話	F A X	面積	収容人員																																																																																																																																																																																								
東公民館	茂尻本町1丁目1番地	33-7537	32-2706	285㎡	143人																																																																																																																																																																																								
光生舎フーレビラ (屋内体育館)	百戸町東4丁目13番地	32-3507	32-3508	443㎡	222人																																																																																																																																																																																								
ふれあいホール	東大町3丁目4番地	33-7750	33-7753	265㎡	133人																																																																																																																																																																																								
交流センターみらい	泉町1丁目1番地	34-2311	32-0810	460㎡	230人																																																																																																																																																																																								
赤平幼稚園 校舎	幌岡町113番地1	32-2416	32-2516	1,607㎡	804人																																																																																																																																																																																								
赤平幼稚園 屋内体育館	幌岡町113番地1	32-2416	32-2516	457㎡	229人																																																																																																																																																																																								
コミュニティセンター住吉獅子会館	住吉町363番地	32-4934	-	150㎡	75人																																																																																																																																																																																								
名称	所在地	電話	F A X	面積	収容人員																																																																																																																																																																																								
平岸中央公園	平岸仲町5丁目32番地3	32-1821	32-5033	30,102㎡	15,051人																																																																																																																																																																																								
平岸公園	平岸新光町5丁目34番地	32-1821	32-5033	5,614㎡	2,807人																																																																																																																																																																																								
茂尻本町公園	茂尻本町2丁目32番地	32-1821	32-5033	3,783㎡	1,892人																																																																																																																																																																																								
出雲公園	茂尻元町北1丁目1番地	32-1821	32-5033	2,810㎡	1,405人																																																																																																																																																																																								
茂尻駅前公園	茂尻元町南1丁目38番地	32-1821	32-5033	1,008㎡	504人																																																																																																																																																																																								
茂尻元町公園	茂尻元町北5丁目18番地	32-1821	32-5033	3,008㎡	1,504人																																																																																																																																																																																								
翠光苑	百戸町西1丁目6番地	32-1821	32-5033	59,184㎡	29,592人																																																																																																																																																																																								
コミュニティ広場	東大町3丁目5番地	32-1821	32-5033	10,611㎡	5,306人																																																																																																																																																																																								
錦町公園	錦町2丁目3番地	32-1821	32-5033	1,267㎡	634人																																																																																																																																																																																								
泉町公園	泉町3丁目3番地	32-1821	32-5033	4,974㎡	2,487人																																																																																																																																																																																								
赤平公園	美園町3丁目24番地	32-1821	32-5033	73,003㎡	36,502人																																																																																																																																																																																								
東文京公園	東文京町3丁目9番地	32-1821	32-5033	4,184㎡	2,092人																																																																																																																																																																																								
西文京公園	西文京町1丁目4番地	32-1821	32-5033	3,135㎡	1,568人																																																																																																																																																																																								
若木町公園	若木町東3丁目3番地	32-1821	32-5033	4,496㎡	2,248人																																																																																																																																																																																								
桜木町公園	桜木町4丁目54番地	32-1821	32-5033	4,130㎡	2,065人																																																																																																																																																																																								
川添公園	昭和町3丁目38番地	32-1821	32-5033	2,476㎡	1,238人																																																																																																																																																																																								
豊栄町公園	豊栄町1丁目9番地	32-1821	32-5033	4,602㎡	2,301人																																																																																																																																																																																								
豊里記念の丘公園	宮下町3丁目1番地1	32-1821	32-5033	13,946㎡	6,973人																																																																																																																																																																																								
並木公園	豊栄町5丁目18番地先	32-1821	32-5033	27,575㎡	13,788人																																																																																																																																																																																								
赤平幼稚園 グラウンド	幌岡町113番地1	32-2416	32-2516	11,834㎡	5,917人																																																																																																																																																																																								
フラワーヒルズ・コミュニティ広場	幌岡町147番地	32-1821	32-5033	9,877㎡	4,939人																																																																																																																																																																																								
旧住吉小学校跡 グラウンド	住吉町358番地	32-2211	32-5033	6,637㎡	3,319人																																																																																																																																																																																								